

ETFの開示情報充実に係る「ETFに関する有価証券上場規程の特例」の一部改正について

2025年7月7日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「ETFに関する有価証券上場規程の特例」の一部改正を行い、本年7月14日から施行します。

今回の改正は、ETF市場において、投資者がより的確にリスクを把握し、適切な投資判断を行うことができるよう、重要な乖離に関する開示に係る数値基準の導入、総経費率の情報提供の義務化等、所要の改正を行うものです。

II. 改正概要

(備 考)

1. 重要な乖離に関する開示に係る数値基準の導入

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ETFに係る管理会社は、ETFにおける一口あたりの純資産額と市場価格又は連動対象である特定の指標との間に重要な乖離又は乖離のおそれが生じた場合に、その内容の適時開示を行うものとしていますが、以下のとおり適時開示が必要となる数値基準を設けることとします。<ul style="list-style-type: none">① 一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率が20%以上となった場合② 一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率が5%以上となった日が7営業日連続した場合 | <ul style="list-style-type: none">・ETFに関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）第9条第2項第1号i及び第2号h |
|---|---|

2. 総経費率の情報提供の義務化

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ETFの総経費率を上場規則上求める情報提供項目の対象とします。 | <ul style="list-style-type: none">・特例第9条の2第1項第4号等 |
|--|---|

3. 管理会社の努力義務

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ETFの管理会社に対して、ETFの円滑な流通及び公正な価格形成が確保されるための環境整備に努めることを求めます。 | <ul style="list-style-type: none">・特例第12条の3第3項 |
|---|--|

III. 施 行 日

- ・2025年7月14日に施行します。
- ・II. 2. については、施行日以後に終了する計算期間の決算に係る総経費率の内容が定まった場合の情報提供の時から適用します。

以 上